

テーマ:仕事・雇用

取組事業名	担当	取組内容	課題	H26事業費	H26実績
都留市快適遠距離通勤補助金	企画課 企画担当	平成24年4月以降に転入、新規就労、転職または転勤により遠距離通勤を開始し、JR大月駅を起点に上り方面75km以上の距離を定期乗車券により通勤される(されている)方を対象に月1万円を補助。富士急行線を利用している場合には、月5千円を加算。市の広報・HPだけではなく、富士急行線の市内各駅や、JR初狩駅～猿橋駅までポスターを掲示し周知している。	都内のアパートから転入があったり、転入促進・転出防止に一定の成果は上げているが、対象者も限定的であり、補助期間終了後の動向なども予測が難しい。	3,000千円(H27予算)	補助金利用者数 13人(9月末時点)
SOHO支援センター、テレワークセンター運営	産業課 商工観光担当	IT関連機器を使用する創業まもない方に小規模オフィスを貸出し、ベンチャー企業等の創出・育成を支援する。【SOHO支援センター】・3部屋、入居期間は1年とするが3年まで延長を認めることができる。・入居者の負担金は、月額17,000円(駐車場使用料及びIT関連機器等利用料含む)と共益費(電気・水道・警備料)4,000円の計21,000円・経営専門家及び経営アドバイザー等による各種経営支援・郡内地域中小企業支援センターによる各種支援・国、県等関係機関の補助金、融資等の申請の相談【テレワークセンター】・3部屋、入居期間は1年間、1年毎の更新により最長5年間の利用が可能・入居者費用は、月額19,500円(共益費4,000円含む)、電気料(共用部分は除く)、電話料、インターネット回線使用料	テレワークセンターの入居が少なく、事業のPR等に努めると共に、起業化しようとする人材を発掘し利用促進する必要がある。	115千円	入居者数 SOHO 3件 テレワーク 1件
環境アンテナショップ家賃補助金	産業課 商工観光担当	市のホームページに掲載している「空き店舗・空き工場情報」に登録されている空き店舗を活用して環境アンテナショップを開業する方が支払う店舗の賃借料の2分の1に相当する額を交付する。(月5万円、6月限度)	近年、補助金交付の実績がない。空き店舗・空き工場活用と環境産業という二つの条件を満たす企業者が少ないことなどが考えられ、事業者や時代のニーズに即しての見直しの必要性を感じている。		0 補助件数 0件
企業立地支援事業	産業課 商工観光担当	事業所の面積等の一定の要件を満たした企業立地を行う企業に対し、新設した資産に係る固定資産税額相当額を5年間(増設の場合は3年間)支援金として交付する。2月間の使用水量が1,200立方メートルを超える分について、初年度から3年間は75%、次の3年間は50%、次の3年間は20%に相当する額を支援金として交付する。都留市に住民票を有し、高卒以上の学歴で卒業から3年以内の方を3年間継続して正規雇用した場合、1人につき20万円(上限200万円)を支援金として交付する。	経済に冷え込みにより、市内へ進出する企業がなく、実績がない状況である。制度内容が現在のニーズとマッチしているか検討する必要がある。	1,647千円	補助件数 0件
高齢者継続雇用奨励金支給事業	産業課 商工観光担当	65歳以上の高齢者を1年以上継続して常用雇用(再任用等除く)する事業主に高齢者1人につき12万円を支給する。	近年、補助金交付の実績がない。高齢社会化する中、国の動向も注視する中で見直しが必要であり、継続して実施するのであれば周知方法に課題があると思われる。		0 補助件数 0件
小規模商工業者事業資金利子補給事業	産業課 商工観光担当	従業員の数が50人(商業又はサービス業については5人)以下の「小規模商工業者」で、1年以上市内に店舗等を有し引き続き事業を継続しようとする方に対し、年10万円を上限に融資に係る利子の額の50%を補助(1円未満の端数があるときその端数金額を切捨て)する。本事業は、申請書及びその他必要書類を都留市商工会が取りまとめ、本市に申請を行う。	補給率や申請手続きの煩雑さが課題に挙がっていたが、都留市商工会と協議を重ね、平成27年9月に制度の改正を行った。今後も事業者のニーズに合わせ、対応していく。	1,696千円	補助件数 90件
創業者支援利子補給事業	産業課 商工観光担当	都留市内で創業するにあたり融資を受けた場合、金融機関へ支払った利子の一部を補助する。・対象融資資金のそれぞれにおいて算出した利子の額(延滞等に係る利子を除く)。ただし、10万円を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。・融資に係る第1回目の償還をした日から1年間。ただし、償還期間が1年未満のものについては、当該償還が完了した日まで。	開始間もない事業のため、実績が少なく検討材料が少ないが、創業する人が本事業を知らないことがないよう、より効果的な周知方法を検討する必要がある。	163千円	補助件数 2件
特許権等取得促進助成事業	産業課 商工観光担当	特許権及び実用新案権の取得を行おうとする方に対し、申請に係る手数料の2分の1を助成する。	平成19年の申請を最後に、申請事業者がいない状態が続いている。市内事業者のニーズに合致した内容なのか、また、周知方法は適切かなど見直しの必要性を感じている。		0 補助件数 0件